

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書(骨子)

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、協議会座長から調査検討の委嘱を受けた「参議院選挙制度の改革」について、平成29年5月12日から平成30年4月27日までの間、17回にわたり協議を行った。その議論を整理すると次のとおりとなる。

1. 参議院の在り方との関係に関する議論

選挙制度に関する議論は、参議院の在り方に関する議論を踏まえて行うべきとの根強い意見もある一方で、参議院改革協議会において協議が進められていることから、同協議会の行方も見ながら、本専門委員会では、同協議会から委嘱された選挙制度の改革について精力的に議論を進めることとなった。

2. 一票の較差に関する議論

(1) 投票価値の平等に対する視点

投票価値の平等は選挙制度を考える上で最も重要な基準であるとの意見がある一方で、一定の政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義や実体、有権者と候補者のアクセスなどの要素も考慮すべきとの意見もあった。

(2) 一票の較差の許容範囲

一票の較差については更なる是正が必要とする意見のほか、平成28年通常選挙(当日有権者数に基づく最大較差3.08倍)に係る定数訴訟について最高裁が合憲と判断したことを踏まえるべきとの意見もあった。

(3) その他の視点

「投票価値の平等」が累次の最高裁判決で「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」と説明されていることを踏まえ、その意味を再考すべきとの意見があった。

3. 選挙制度の枠組みに関する議論

(1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合

★ 比例代表

ブロック単位とするとの意見はなく、現行のような全国を区域とする比例代表の制度とすることについて特段の異論は挙げられなかった。

★ 選挙区選挙

- ① 全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区
 - ② 一部合区を含む都道府県選挙区
 - ③ ブロック選挙区
- の3案が挙げられた。

(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合

選挙制度の枠組みとして挙げられたのは、総議員についてブロック選挙区において選挙を行う仕組みのみであった。

その場合における投票方法については、大選挙区制(個人名投票)と非拘束名簿式比例代表制の2案があった。

(3) ブロック選挙区の範囲

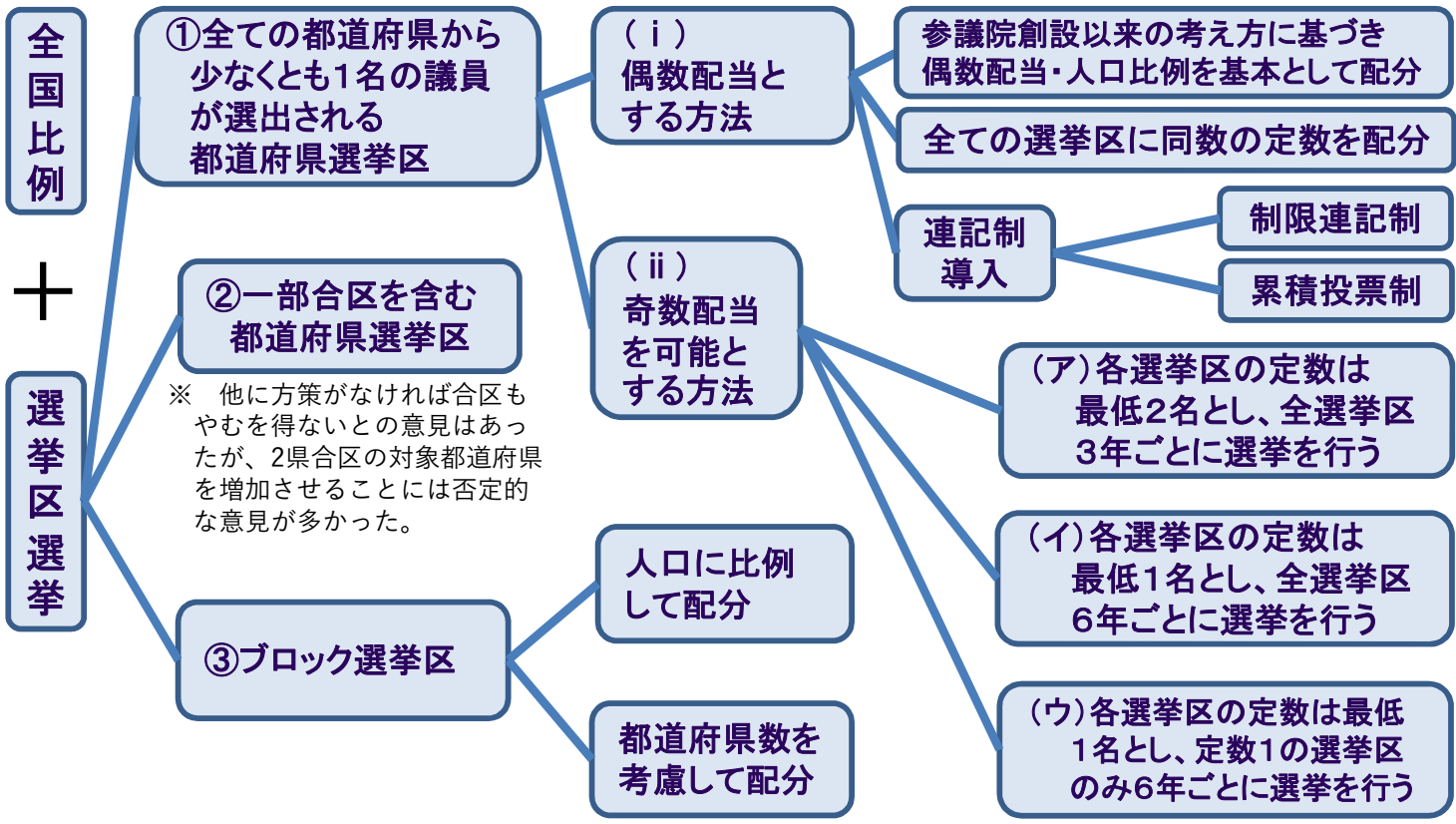
ブロック選挙区を採用する場合、その範囲については、衆議院比例代表と同じ11ブロックとするとの意見がある一方、衆議院とは異なるブロックにすることも考え得るとの意見もあった。

4. 議員定数の在り方に関する議論

現行定数を基本とする、定数削減を行う、状況によっては定数増加の議論も排除すべきでないとの意見のほか、参議院の在り方なども踏まえ総合的に判断すべきとの意見もあった。また、選挙区と比例代表の二本立てとする場合の定数については、比例代表から選挙区へ移譲することに否定的な意見と、その割合の見直しも含めた検討も必要であるとの意見があった。

議論となった選挙制度の枠組み

(1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合



※制限連記制、累積投票制について
 連記制は、有権者が複数名の候補者に投票することを可能とする仕組みであり、改選定数と同数の候補者に投票できる「完全連記制」と、改選定数未滿の定められた数の候補者に投票できる「制限連記制」の2種類があるが、いずれも異なる候補者名を連記することとなる。これに対し「累積投票制」は、同一候補者名の連記が可能とされている。

※奇数配当区のイメージ

(ア)

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	4	4
B県	4	3
⋮	⋮	⋮
C県	1	2
⋮	⋮	⋮
D県	1	1
計	73	73

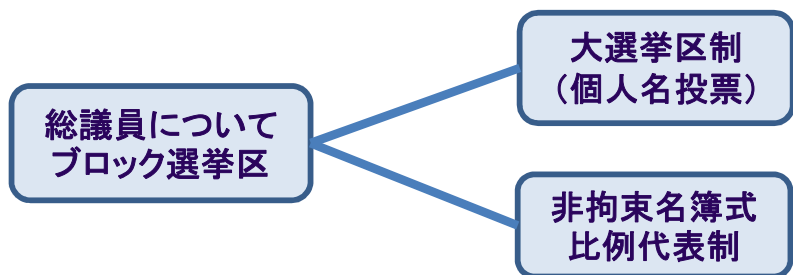
(イ)

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	9	—
B県	—	7
⋮	⋮	⋮
C県	—	3
⋮	⋮	⋮
D県	1	—
計	73	73

(ウ)

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	5	4
B県	3	4
⋮	⋮	⋮
C県	2	1
⋮	⋮	⋮
D県	—	1
計	73	73

(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合



(3) ブロック選挙区の範囲

